

な く さ ち く か っ せ い か け い か く
名草地区活性化計画

栃木県・栃木県足利市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	名草地区活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名	足利市	地区名(1)	名草地区	計画期間(2)	H19～H24
-------	-----------	-------	-----	------	-----	----------	------	-----------	---------

目 標 : (3)

名草地区にある豊かな自然環境や施設、人的・文化的資源などの特性を生かして、「自分でものづくり、参加し、体験する」ことで自己を発見し、開発する余暇活動の場を提供します。足利市民及び両毛地域住民の日帰り利用をメインターゲットとして、北関東自動車道や鉄道を使った日帰り利用や宿泊滞在しながら利用する首都圏住民をサブターゲットに広く誘客することで都市住民との交流を図り、地域の活性化を目指します。具体的な数値目標として、地域への入り込み客数として、年間3万人を目指します。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区は、足利市の北部に位置し、両側を標高200～500mの緑豊かな山並みに囲まれ、その中を名草川を南流しています。農業地域類型は中間農業地域にあたり、知事特認における中山間地域に指定をされています。人口は、2,113人、世帯数716で、年齢階層別の人口構成を見ると0～14歳が8.90%、15～64歳が61.71%、65歳以上が29.39%となっており、足利市内においても高齢人口比率が最も高く、少子高齢化が顕著に見られます。名草といえばホテルといわれるほど地域ぐるみで「ホテルの里づくり」に取り組んでいます。市街地からは、県道名草坂西線によってアクセスできます。また、平成23年度には、近接地に北関東自動車道足利インターチェンジが開設される予定であり、首都圏からのアクセスは飛躍的に向上することが期待されています。

現状と課題

現 状

当地区では、地域の活性化、里山の環境保全、自然体験などを目的に、地域住民による様々な活動が行われ、平成17年度からは地元のNPO法人や地域住民等との協働により「足利・名草ふるさと自然塾事業」が実施されています。この事業は、地域にある資源を生かした各種の体験活動を通じて、市内住民はもちろん、首都圏住民などの交流を図り、地域の活性化を図るべく活動をしています。

課 題

地域資源を再評価し、都市住民のニーズを踏まえた上で、独自の文化を形成し地域の環境管理を担ってきた「地域」が生き生きとした元気になる方策を講じることが重要であり、以下の課題があります。

- 地域資源、産業をいかに活用するか。
- 地域の担い手をいかに確保するか。
- 地域のイメージを形作る環境整備

今後の展開方向等(4)

事業の企画、運営や施設の管理を行う「運営協議会」の組織化をし、様々な体験事業を通して、市内住民はもちろん、首都圏住民などの交流を図り、地域の活性化を図りながら、参加、協力を求めていく。

活動の拠点施設として、セミナーハウスや体験の家の整備を行い、都市住民との交流・体験を実施するとともに、農村経済の特徴を見直し、農を軸に交流やもてなしの中から新しい産業の育成を目指し、将来的にはだれもが暮らしやすい地域づくりにつながるコミュニティビジネスへの発展を期待する。

地区を支えてきた里地・里山の環境を再生するとともに、交流の場となる快適な環境、景観作りを行う。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。



2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
足利市	名草地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流促進施設)	足利市	有	ハ	
足利市	名草地区	自然環境等活用交流促進施設(自然環境保全・活用施設)	足利市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

名草地区(栃木県足利市足利市)	区域面積 (2)	1,949ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積1,949haのうち農林地面積は1,600haで82%を占め、総農家数は、地区世帯数の33%を占める。		
法第3条第2号関係: 人口の減少(H12 H17で7.4%減)、農林業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、交流を進めることは必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 名草下町一丁目を除く地区全域が市街化調整区域で、林地以外のほとんどが農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

各種の交流事業に対しての利用者数を把握するとともに、アンケート等により都市からの流入の状況、移動方法などを確認する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。